◇**証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第六七号）（法務省）

1　給付基礎額の最高額を一万四、二〇〇円に引き上げることとした。（第四条第二項関係）

2　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一〇万五、二九〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を五万七、一九〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を五万二、六五〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を二万八、六〇〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第五条の二第二項関係）

3　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇**海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第六八号）（国土交通省）

1　給付基礎額の最高限度額を一万四、二〇〇円に引き上げることとした。（第三条第一項関係）

2　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一〇万五、二九〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を五万七、一九〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を五万二、六五〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を二万八、六〇〇円に、それぞれ引き上げることとした。（第四条の二第二項関係）

3　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇**消防法施行令の一部を改正する政令**（政令第六九号）（総務省）

1　消火器具に関する基準の見直し

消防法施行令別表第一㈢項に掲げる防火対象物について、延べ面積が一五〇平方メートル未満の火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたものについて、消火器具の設置を義務付けることとした。（第一〇条第一項関係）

2　この政令は、平成三一年一〇月一日から施行することとした。

◇**東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令**（政令第七〇号）（内閣府本府）

1　東日本大震災に係る中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を平成三一年三月三一日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令**（政令第七一号）（文部科学省）

1　介護補償の額を引き上げることとした。（第六条の二第二項関係）

2　休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げることとした。（別表関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇**公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令**（政令第七二号）（消費者庁）

1　公益通報者保護法（平成一六年法律第一二二号）別表第八号の政令で定める法律として、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二八年法律第一一〇号）等を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇**公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第七三号）（厚生労働省）

一　厚生年金保険法施行令の一部改正関係

厚生年金保険法附則第一一条第一項に規定する支給停止調整開始額を、調整期間においては、算出率を基準として改定することとした。（第六条の七第二項関係）

二　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正関係

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第九七条による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第一三条の二第一項又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四六条第一項に規定する追加費用対象期間を有する者に係る退職共済年金の控除調整下限額を、調整期間においては、基準年度以後算出率を基準として改定することとした。（第五五条第二項及び第一二〇条第二項関係）

三　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正関係

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第六一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一〇一条による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第一三条の二第一項又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第七二条第一項に規定する追加費用対象期間を有する者に係る退職共済年金の控除調整下限額について、二に準じた改正を行うこととした。（第五四条第二項及び第一二二条第二項関係）

四　施行期日

この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。